

平成12年2月29日
照会先 保険局 医療課
直通 03-3595-2571

3月1日中医協諮問後解禁

資料 4

平成12年度材料価格基準改正の概要

1 材料価格基準機能区分数（都道府県購入価格を除く。）

	医科用材料	歯科用材料	計
品目数	423	89	512

2 材料価格算定方式

材料価格算定の基準に基づき算定

3 改定率等

医療費ベース 0.1%

(内訳)

ア 実勢価格に基づく引下げ

イ R幅の見直しに伴う引下げ

(注) 歯科用貴金属の改定率分を除く。

4 算定区分別内訳

	引下げ	引上げ	据置き	計
機能区分	294	6	212	512

5 調整幅を設定した機能区分数

1%調整幅 87 区分

2%調整幅 37 区分

6 実施時期(予定)

官報告示：平成12年3月上旬

実 施：平成12年4月1日

(参考)

主な分野別の改定率

(医科用材料)

改定率 (%)

ダイアライザー	15.1%
フィルム	9.8%
ペースメーカー	5.4%
P T C A カテーテル	5.2%
人工関節	1.1%

(歯科用材料)

改定率 (%)

歯科鋳造用金銀パラジウム合金	8.5% (引上げ)
レジン歯 (前歯用)	6.6%
レジン歯 (臼歯用)	7.2%
歯科充填材料 I	19.2%
歯科用合着・接着材料 I	10.9%
歯科用合着・接着材料 II	11.3%